

第559回（令和8年度第4回）
鳥取地方最低賃金審議会
（令和8年9月17日）

机上配布資料

机上配布資料

No.	資 料	
1	令和8年度最低賃金改定額及び各種賃上げ支援助成金等の周知広報について	1

令和8年9月17日
鳥取労働局労働基準部賃金室

令和8年度最低賃金改定額及び各種賃上げ支援助成金等の周知広報について

1 鳥取県と連携による周知・広報について

鳥取県商工労働部雇用人材局（以下「県」という。）と連携の上、鳥取県最低賃金改定額及び各種賃上げ支援助成金並びに持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金について、鳥取県最低賃金額改定の官報公示日（9月3日）から、積極的かつ重点的な周知・広報を実施。

2 的確な周知広報

（1）新聞折込チラシによる広報

県と連携して周知用チラシ（別紙1）を作成し、9月3日（木）の日本海新聞（朝刊）の折込チラシとして14万世帯に投函。

（2）個別企業への働きかけ

県と連名により、時間当たり1,090円未満の労働者を雇用する事業所（求人提出企業）780事業所に対して、

- ・ 鳥取県最低賃金リーフレット（別紙2）
- ・ 最低賃金アップチラシ（別紙1と同じ）
- ・ 賃上げ助成金リーフレット（別紙3）
- ・ 持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金チラシ（別紙4）

といった支援策の案内等を郵送し、各種助成金等の周知・活用促進。

（3）市町村・関係団体を通じた周知・広報の協力依頼

県と連名により、市町村、商工会連合会等の経済団体、社会保険労務士会、中小企業診断士協会、飲食生活衛生営業同業組合等の業界団体に、鳥取県最低賃金の引上げ、各種賃上げ支援助成金及び持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金等の周知・活用（周知依頼）を通知。

3 その他の取組

（1）労働局及び働き方改革サポートオフィス鳥取の共催により、「賃金引上げに活用できる助成金セミナー（オンライン）」（別紙5）を8月に集中的に実施（4回）。

（2）改定額に係るポスター、パンフレット及びリーフレット（厚労本作成）等を、国の出先機関、県、市町村、商工会連合会等の経済団体、労働組合、教育機関、飲食生活衛生営業同業組合等の業界団体等、約270団体あてに持参又は郵送し、周知・広報を依頼。

併せて、労働局長が市町村を訪問し、首長と面談の上、改正最低賃金及び各種賃上げ支援助成金の周知について協力を要請。（9月中旬から実施）

（3）県内全世帯の約7割に配布される情報誌（つばさ、くらら、こはく、DAGANA、じもとのこと）への広告掲載、県内ケーブルテレビの運営会社へ文字放送による情報掲載・放映による周知広報を実施。

（4）鳥取大学鳥取キャンパス正門付近で改正最低賃金の街頭周知広報活動（ビラ配り）を実施。（10月2日実施予定）



鳥取県・鳥取労働局から県内企業の皆さまへの大切なお知らせです



令和8年10月3日(土)から
鳥取県の最低賃金は



1,030円→
60円アップ

1,090円になります！

最低賃金はパートやアルバイトを含む**すべての労働者**に適用されます。

- 最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保とともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

鳥取県・国では企業の賃金アップの取組を支援します。

(一定の要件があります。詳細はお問い合わせください。)

県

持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金

物価高騰の長期化等による厳しい経営環境が続く中でも、一定水準以上の賃金引き上げを行う県内中小事業者の生産性向上、販路開拓、人材育成等にかかる費用の一部を支援します。



↑制度概要はこちら

補助金額 **収益力強化型** 最大 **500万円**

補助金額 **大規模成長投資型** 最大 **1,500万円**

補助要件

- ・令和6年10月以降の連続する3か月を比較して **3%** (大規模成長投資型は **5%**) 以上の賃金を引き上げること
- ・パートナーシップ構築宣言を行うこと 他

認定時期

収益力強化型：随時 大規模成長投資型：申請日の翌月の下旬(予定)

国

業務改善助成金

※1,090円未満の賃金は10月2日までに引き上げが必要です。申請期限：令和8年10月2日(金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合、設備投資等の費用の一部を助成します。



↑制度概要はこちら

事業場内最低賃金の
50円以上の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサル
ティング



引き上げ人数及び賃上額により
助成率 **3/4 ~ 4/5**
助成額 **30 ~ 600万円**

※その他にも、「賃上げ」支援助成金パッケージとして、賃金引き上げを支援する各種制度があります。

【最低賃金について】



鳥取労働局HP

R8.9月発行

【お問合せ先】

- 「最低賃金」について
厚生労働省 鳥取労働局 賃金室 ☎：0857-29-1705
- 「業務改善助成金」について
業務改善助成金コールセンター ☎：0120-366-440
- 「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」について
鳥取県商工労働部 企業支援課 ☎：0857-26-7988

賃金アップで
みんなの働く環境
改善へ♪



確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

鳥取県 最低賃金

令和8年
10月3日_{から}
時間額

1,090円

前年比
60^{UP}円

月給の人でも日給の人でも自分の時間額を計算してみよう



時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 円

B 日給の方

日給 円 $\div$ 1日の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 円

C 月給の方

月給 円 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の主な要件

✓ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

✓ 事業場内最低賃金の引上げ

✓ 引上げ後の賃金額の支払

✓ 生産性向上に資する機器・設備などの導入

✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは鳥取労働局または最寄りの労働基準監督署へ



鳥取労働局 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
(R8.9)

鳥取県内で

最低賃金の改正に
併せてご検討くだ
さい！

賃上げに取り組む事業主の皆様

各種賃上げ支援助成金をご活用ください！

- 鳥取労働局では、事業主の皆様の賃上げを支援する助成金制度を各種取り揃えています。
- 本資料では主な制度をご紹介しますので、まずはお問合せください。

最低賃金の引上げ
＋
設備投資

賃金引上げ
＋
パート・有期労働者
の人材育成

賃金引上げ
＋
働き方改革
(労働時間削減など)

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、
設備投資等を行った中小企業
等に、その費用の一部を助成。

- 最低賃金の引上げと併せて
設備投資を行うことで、設備
投資にかかった費用の80%
又は75%を助成します！
- 賃金引上げ人数と引上げ額
に応じて最大600万円支給！

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の基本給の賃
金規定等を3%以上増額改定し
適用した場合、賃上げ率と人数
に応じて助成。

- 中小企業、大企業どちらも
利用可能！
- 賃金規定等の増額改定に関
するキャリアアップ計画の作
成が必要。
- 申請期間は特になし。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年休の取得促
進に取り組む中小企業事業主に
コンサルティング費用等の一部
を助成。賃上げ加算あり。

- 業種や取組内容に応じて5
コースあり。
- 小規模事業場ほど賃上げ加
算額が手厚く！
→10人未満の事業場における5%及
び7%賃上げの加算額が2.5倍！

鳥取県最低賃金改正に
併せてご活用ください

詳しくは裏面へ

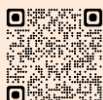
助成金全般に関するご相談

働き方改革サポートオフィス鳥取

(厚生労働省委託事業)

0800-200-3295

(受付時間 平日 9:00~17:00)



賃上げ支援助成金パッケージ

検索

その他の賃上げ支援策はこちらからチェック！



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

業務改善助成金

☎ 業務改善助成金コールセンター 0120-366-440

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。



活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

申請期間: R8.9.1～令和8年度鳥取県最低賃金の発効日前日又はR8.11.30のいずれか早い日



活用のポイント 賃上げ+設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

事業場内最低賃金が令和8年度の鳥取県最低賃金未満である中小企業・小規模事業者が対象です！

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

☎ 鳥取労働局職業安定課 0857-29-1707

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。



活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算



非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

☎ 鳥取労働局雇用環境・均等室 0857-29-1701

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

申請期間: R8.11.30まで



コース区分	基本部分	助成上限額	
		加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース (※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		



活用のポイント 労働時間削減等の取組 (賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

持続的な

県内企業の
賃上げを応援!!

賃上げ・生産性向上

支援補助金

ご案内

物価高騰の長期化等による厳しい経営環境が続く中でも、賃金アップに取り組みながら、生産性向上を目指す企業を支援します！

補助
金額

〔収益力強化型〕

最大 **500万円**

補助
金額

〔大規模成長投資型〕

最大 **1,500万円**

補助対象者

以下の要件を満たす鳥取県内に主要な事業所を有する中小企業者等（従業員のいる個人事業主も含みます。）が対象です。

主な要件

01. 従業員の賃金引上げ

令和6年10月以降の任意の3か月間を比較して従業員等一人当たりの平均給与支給月額を引き上げること

●収益力強化型／3%以上 ●大規模成長投資型／5%以上

（すでに賃金の引上げを実施している企業、過去に賃上げ補助金を活用した企業も申請いただけます。）

02. パートナースhip構築宣言(※)

詳しくはパートナースhip構築宣言ポータルサイトをご覧ください



※事業者がサプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

03. 付加価値額の向上 大規模成長投資型のみ

付加価値額が3年間で9%以上伸びることが見込まれること

04. 従業員の賃金の継続的な増加 大規模成長投資型のみ

1人当たり人件費が3年間の年平均で3%程度増加することが見込まれること



認定時期

〔収益力強化型〕 随時

〔大規模成長投資型〕 申請日の翌月の下旬（予定）

※外部審査会による書面審査があります

事業期間

申請日から最長令和8年12月31日まで

申請方法

電子申請または郵送で提出してください。

鳥取県ホームページは下記2次元コードからご覧いただけます
または <https://www.pref.tottori.lg.jp/318420.htm> へ

※詳細は鳥取県ホームページに掲載の募集要領を必ずご確認ください。

※申請様式は鳥取県ホームページからダウンロードしてください。



お問合せ窓口 鳥取県 商工労働部 企業支援課（鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金事務局）

住 所 / 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 TEL / 0857-26-7988 FAX / 0857-26-8078

E-mail / kigyoushien@pref.tottori.lg.jp Webページ / <https://www.pref.tottori.lg.jp/318420.htm>

令和8年2月作成

詳細は裏面をご確認ください

持続的な

賃上げ・生産性向上

支援補助金のご案内



補助金交付までの流れ



制度概要

区分	[収益力強化型]	[大規模成長投資型]
補助率	補助率 1/2 従業員等一人当たりの平均給与支給額を5%以上上げた場合は2/3 小規模企業者(※1)であって経営診断(※2)を受けた者 補助率 2/3 従業員等一人当たりの平均給与支給額を5%以上引き上げた場合は3/4	補助率 1/2 (企業規模による区分はありません。)
補助金上限額	補助金上限額は常時使用する従業員数に応じて以下のとおりです。 (ア. 20人未満 2,000千円 イ. 20人以上30人未満 3,000千円 ウ. 30人以上40人未満 4,000千円 エ. 40人以上 5,000千円)	小規模企業者以外 最大 15,000千円 小規模企業者 最大 7,500千円 (従業員数による区分はありません。)
補助対象経費	生産性向上、販路開拓、新商品開発、人材確保・育成等にかかる建物費、機械装置費、システム導入費、外注費、広告宣伝・販売促進費、人材育成費、人材確保費 等	

(※1)小規模企業者について

小規模企業者は、常時使用する従業員の数が20人以下、卸売業・小売業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く。)では5人以下の会社又は個人事業主をいいます。

●常時使用する従業員数は、補助事業実施計画書の提出日時時点の人数とします。事業認定後、交付決定までの間に小規模企業者となった場合も中小企業者として取り扱います。

(※2)経営診断について

賃上げが企業経営に与える影響を定量的に把握・可視化するとともに、収益性、財務健全性、及び、投資効果を診断するものです。詳細は経営診断専用サイトをご確認ください。



制度詳細は鳥取県ホームページに掲載の補助金交付要綱及び募集要領をご確認ください。

※本補助金は、国の重点支援地方交付金を活用して実施しています。

具体的な申請手続きは？

無料!!
オンラインセミナー

「業務改善助成金」 申請直前セミナー

業務改善助成金を中心に具体的な申請手続きに焦点を当てて説明をします。



こんな方におすすめ

- ☒ 賃上げに合わせ設備投資の計画があり、業務改善助成金の申請を検討している方
- ☒ 業務改善助成金以外の賃上げ時に活用可能な助成金を検討している方



開催日時

- ① 8月24日(月) 10:30～11:30
- ② 8月26日(水) 13:30～14:30
- ③ 8月28日(金) 10:30～11:30
- ④ 9月1日(火) 15:30～16:30

※①～④は同じ内容です。ご都合の良い回にご参加ください。



内 容



業務改善助成金の概要について【働き方改革サポートオフィス鳥取】

必見！業務改善助成金申請の10のポイント【鳥取労働局】



キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）について【鳥取労働局】



持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金について【鳥取県】



申込方法

各セミナーの開催日の前日までに、右のQRコードからお申し込みください。
読み取れない場合は下記お問い合わせ先にご連絡ください。



【オンラインセミナーについて】

- ☒ オンライン会議システム「ZOOM」を使用します。1回の定員は80名です。
- ☒ セミナーの受講は無料ですが、通信費はセミナー参加者のご負担になります。
- ☒ 迷惑メール等によるドメイン指定されている方は、あらかじめ当方のドメイン(@workstylereform.net)を受信できるよう設定を変更してください。メールにてセミナー参加に必要なURLおよびパスワード等をご連絡します。
- ☒ ①～④についてすべて録画で対応します。ご質問などございましたら、【お問い合わせ】までご連絡ください。

【お問い合わせ・お申込み】

働き方改革サポートオフィス鳥取

〒680-0845 鳥取県鳥取市富安1丁目152 SGビル4F

フリーダイヤル：0800-200-3295

電子メール：tottori@workstylereform.net

【共催：鳥取労働局、働き方サポートオフィス鳥取】

～働き方改革や労務管理についても
お気軽に、ご相談ください～

- 働き方改革って？
- 時間外労働の上限規制は
- 年次有給休暇の取得促進は
- 同一労働同一賃金とは
- ハラスメント対策は
- 活用可能な助成金は など